

砂利採取法における不利益処分の処分基準

1 砂利採取業者の登録の取消し又は事業の停止

愛知県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ①法第6条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- ②法第6条第1項第6号の規定に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。
- ③法第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④法第16条の規定に違反したとき。
- ⑤法第26条の規定による認可の取消しを受けたとき。
- ⑥不正の手段により法第3条の登録を受けたとき。

2 採取計画の認可の取消し又は採取の停止

愛知県知事は、法第16条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。

- ①法第21条の規定に違反したとき。
- ②法第22条又は第23条第1項の規定による命令に違反したとき。
- ③法第31条第1項の条件に違反したとき。
- ④不正の手段により法第16条の認可を受けたとき。

3 認可採取計画の変更命令

愛知県知事は、認可採取計画に基づいて行われている砂利の採取が法第19条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 緊急措置命令又は採取の停止命令

愛知県知事は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。

5 採取跡埋戻し等の災害防止措置命令

愛知県知事は、法第3条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋め戻し、その他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。